

健生食輸発0219第1号
令和6年2月19日

各検疫所長 殿

健康・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について
(韓国産生鮮トマト及び生鮮まくわうりの検査命令免除対象輸出者の追加)

標記については、令和5年3月30日付け薬生食輸発0330第1号(最終改正：令和6年2月15日付け健生食輸発0215第1号)にて通知したところである。

今般、韓国政府から、対日輸出生鮮トマト及び生鮮まくわうりについて、残留農薬に係る管理が適切になされているとして、新規輸出者のID登録の連絡があったことから、同通知の別添2の2を別紙1、別表17を別紙2のとおり改正し、別表32を別紙3のとおり追加するので、御了知の上、関係事業者等への周知方よろしく願います。